



Tokyo Tech

資料 3

株式会社Tokyo Tech Innovationの概要

東京工業大学
総括理事・副学長
佐藤 勲

会社概要 (案)



<会社名称> 株式会社Tokyo Tech Innovation (略称: TTI)

<所在地> 東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

<設立時期> 2020年4月1日

<資本金> 90,000,000円 (うち資本準備金 40,000,000円)

<株主構成> 国立大学法人東京工業大学 100%出資

<役員>

代表取締役 (常勤) ○○ ○○

取締役 (非常勤) ○○ ○○ (東京工業大学理事・副学長)

取締役 (非常勤) ○○ ○○ (東京工業大学理事・副学長)

監査役 (非常勤) ○○ ○○ (東京工業大学監事 (常勤))

事業計画（案）



＜事業内容＞（特定研究成果活用事業）

1. 技術及び経営一般に関するコンサルティング業務
2. 研修の企画，運営及び管理業務
3. 講習の企画，運営及び管理業務
4. 各種イベント，展示会，広報等の企画，運営及び管理業務
5. 産学連携に関する事業の企画，運営及び管理並びにその受託業務
6. コンソーシアムの企画，運営及び管理業務
7. 研究支援に係るサービス業務
8. 事業戦略，資金計画及び資本政策に関する調査等の企画及びコンサルティング業務

（特定研究成果活用事業以外の事業）

9. 企業との共同研究の企画，運営及び管理業務
10. 知的財産権の取得・維持管理及び譲渡・ライセンス業務
11. 法人組織のブランドイメージ構築におけるグッズ企画，制作及び販売業務
12. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣業務，特定労働者派遣業務
13. 人事・庶務・総務・法務・経理・契約に関する事務の代行，並びにそれらに関するコンサルティング業務

＜事業計画＞

研修・講習・コンサルティングを3本柱として，事業展開する。

3事業年度を目途に単年度黒字を達成する。

中長期的な戦略として，企業との共同研究をビジネスモデルとして構築する。

- ・研修（企業内研修：導入研修・専門研修）
- ・講習（一般向け講習・会員制度・セミナー・専門講座・講師派遣）
- ・コンサルティング（技術指導・共同研究等・共用設備利用の斡旋）
- ・共同研究の実施（当面はビジネスモデルの構築のみ）

TTIでは、特定研究成果活用事業として、企業内研修を実施する。
企業内研修は、企業のニーズに合わせてオーダーメイドにて企画する。

【 導入研修 】

- リカレント教育の一環として、新入社員や若手社員向けに実施
- 東工大の強みである「リベラルアーツ」、ビッグデータやAIを理解するうえで必要となる「統計学入門」などを中心に企画提案

【 専門研修 】

- 中堅社員や専門的人材を対象とした高度な研修
- 企業が抱える人材育成上の課題（データサイエンティスト・IT人材・AI人材）を解決するコンテンツを提供

<研修の狙い>

- 企業の人材育成におけるニーズを把握し、技術相談や学術指導等のコンサルティングにつなげる。

「骨太の方針2019」で「少子高齢化に対応した人づくり革命の推進」として、大学にリカレント教育の推進が求められている。また「統合イノベーション戦略」では、AI人材25万人の育成が掲げられている。これらを受け、TTIでは以下のコンテンツを展開する。

【一般向け講習】・【一般向けセミナー】

- 社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応した人文社会科学系を含めた幅広い分野のリカレント教育を実施するとともに、東工大の研究成果のアウトリーチ活動として実施
また、会員制度を導入し、メルマガの配信・割引サービスなどを提供

【経営者セミナー】

- 「超スマート社会」の到来など企業を取り巻く環境が急速かつ劇的に変化しているなかにあって、企業戦略において専門的人材の育成が急務であることを東工大の最先端研究を通じてレクチャー

【専門講座】

- AI人材などの高度な専門人材を育成するためのスキル習得講座

【講師派遣】

- 企業や地方公共団体が実施している人材育成プログラムのニーズに合わせて東工大の教員を派遣

東工大が積極的に推進している産学連携を側面からサポートするためにコンサルティングを展開する。産学連携の持続的な発展には新規開拓が不可欠であり、経営者セミナーや企業内研修を通じて構築するネットワークを基に、TTIが新規企業と東工大の橋渡し役となることで手数料収入を得る。

【技術相談・共同研究・学術指導の斡旋】

- 企業が抱える技術的課題の解決にあたって、東工大の教員が保有する技術・知見に関心を持つ企業は多いが、東工大とのチャンネルがなく、二の足を踏んでいるのが実情である。TTIが新規企業のニーズを把握し、東工大の研究・産学連携本部と連携し、企業ニーズに合致する教員をマッチングする役割を担う。

【共用設備の学外利用】

- 東工大が保有する高額な研究機器は、測定等を行いたい企業にとって垂涎の的である。研究機器の学外利用をTTIが促進することで、資産を効果的に活用でき、東工大の外部収入確保の一助となる。

将来の共同研究:大学とTTIの相違点

<TTIで共同研究を実施する場合の利点>

1. 利益相反状況の回避

・大学では、利益相反の観点から兼業している企業との共同研究は認めていない。兼業していない場合であっても、企業との競争領域研究は利益相反ではないかとの疑念が提起される懸念がある。クロアポ契約によりTTIの社員として共同研究を実施すれば、利益相反状況は回避される。

2. 研究成果に対する報酬

・大学は「研究成果及びその品質は保証しない」というスタンスであるが、TTIでは契約において一定程度以上の研究成果に対しては成果報酬を得ることを定めることが可能である。

3. 企業としての収益を計上

・大学では多数の共同研究が実施されており個社ごとの区分経理は困難であるため、30~40%の間接経費率をもって対処しているが、その用途が不明朗であることが企業の不満につながっている。一方、TTIにおいては独立採算制によるプロジェクト管理が可能であることから、必ずしも一律の利益率に固執する必要はなく、個社ごとの対応となる。

4. 教員へのインセンティブ

・クロアポ契約でTTIの社員として共同研究に従事する教員の給与は人件費として企業から徴収することから、大学の給与水準によらない運用が可能である。また、前述の成果報酬も教員へのインセンティブとして活用できる。

5. 経理事務処理

・大学においては、研究経費の執行の際は契約担当部署からの発注や入札という手続きを経なければならず事務処理が煩雑であるが、TTIにおいては、発注先の選定や発注金額の設定は教員の裁量で実施でき、経理手続きも納品書と請求書があればよく、教員の負担はかなり軽減でき、時間的なロスもない。また、事務処理に要する人員もコンパクトな体制で対応できる。

6. 管理体制

・大学は約1,000件の共同研究を実施しているため、統一ルールの下、調達・契約・経理など手続きごとに専門部署を配置した分業体制がやむを得ないが、時間的なロスや手続き遅延が生じやすい。TTIでは企業との契約内容に基づく処理となるため統一ルールは存在せず個社ごとのプロジェクト管理となることから、いわゆる独立採算的な管理が可能である。

将来の共同研究:大学とTTIの相違点

<TTIで共同研究を実施する場合の留意点>

1. 研究成果に対するコミットメント

・「大学は研究成果について保証しない」ことについて企業は理解を示しているが、TTIにおける共同研究ではその論理は通用しない。契約交渉次第であるが、契約で定めた研究成果を達成できなかった場合、債務不履行として損害賠償請求されるリスクが生じる。

2. 知的財産権

・共同研究により生じた知的財産権の管理には専門的知識・ノウハウを必要とすること、及び知的財産権の取得・維持に投下した資本の回収は数年後になることを考慮した場合、TTIで知的財産権を取得・管理することは得策ではない。発明者から特許を受ける権利を譲渡された時点で、大学又は企業に譲渡する必要がある。

3. 発明報奨金

・特許を受ける権利を大学又は企業に譲渡した場合、発明者に対する報奨金の取り扱いについて、大学又は企業と調整する必要がある。

4. 特別試験研究費税額控除制度

・大学における共同研究では特別試験研究費税額控除制度（OI型）を希望する企業がかなり増加しているが、大学とTTIでは控除率に大きな差がある。また、「得られる成果の内容が具体的に特定できている」「成果若しくは仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこと」が契約で定められている場合、「単なる外注等に該当する」とみなされる可能性があり、TTIでは当該制度を活用できない。

5. 大学との棲み分け

・共同研究の内容及び条件の如何によって、大学で実施したほうが有利な場合とTTIで実施したほうが有利な場合がある。個別案件ごとに大学との棲み分けが必要である。

6. 大学への利益の還流（共同研究に限らない留意点）

・子法人を持つことの目的は、これまでの国立大学から一歩踏み込んだ社会連携によって得られる利益を大学に戻すこと。そのための方法については、税制上の注意が必要（株式配当で戻す/寄附金で戻す 単年度会計と還流のタイミング など）

まとめに代えて

国立大学が子法人を持つ意義を意識した経営

- ✓ 親法人である国立大学の経済的利益に資する
- ✓ 公器としての国立大学ではできない社会連携を実現する
- ✓ 十分活用できていない人材（教員OB等）の活躍を促す
など

これらを実現しようとする、現状の規則・制度が制約となることも多い

- ✓ 出資事業内容の制約
- ✓ 委託元企業の税制上のデメリット、利益還流に伴う税制上の制限・指導
など

それでも子法人設立を目指す本学の最大の目的は、研究者のマインドセットを変えることにある

- ✓ 真に企業等が求めるものに応えるには、アカデミア流の研究のやり方は通用しないとの認識を持つこと（オンキャンパスとオフキャンパスの違いを意識）